

この指数表は、施設の定数を超える場合に選定資料として使用します。

学童保育所入所基準指数表

希望学童 保育所名	学童保育所	児童氏名		保護者氏名	
		卒園した保育園・幼稚園名(新1年生のみ)			

下記の該当する点数に○印を付け、小計・加減・合計欄に記入してください。

事 項				点数		備考(添付書類)	
				父	母		
①親のいない家庭	死亡・行方不明・拘禁			11	11		
	離婚・未婚・その他			10	10		
②労 働	就 労	15時以降の就労が、月20日以上かつ6ヶ月以上継続 ※1		10	10	就労証明書 (自営の場合) 確定申告書または 源泉徴収票の写	
		15時以降の就労が、月16日以上かつ6ヶ月以上継続 ※1		8	8		
	就労内定	15時以降の就労が、月20日以上かつ6ヶ月以上継続 ※1		8	8		
		15時以降の就労が、月16日以上かつ6ヶ月以上継続 ※1		7	7		
③妊娠・出産	産前8週となる日が属する月の初日から産後8週となる日の翌日が属する月の末日まで				6	母子健康手帳写	
④育児休業	育児休業取得時に、既に保育を利用している児童(在所児)が対象で、継続利用が必要であること。			6		就労証明書	
⑤傷病・障がい等	傷 病	入院が概ね6ヶ月以上継続		10	10	医師の診断書	
		居宅内療養	常時病臥状態が6ヶ月以上継続		10		10
			一般療養	安静を要する状態が6ヶ月以上継続			6
	心身の障がい	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者手帳1級		10	10	障害者・療育・精神障害者保健福祉手帳の写し	
		身体障害者手帳3・4級 療育手帳B1 精神障害者手帳2・3級		6	6		
⑥災 害	災害による自己家屋の損傷、その他災害復旧のため保育ができない場合			10	10	罹災証明	
⑦同一世帯の病人等の介護	入院・施設等付添	15時以降の付添が、月20日以上かつ6ヶ月以上継続		10	10	医師の診断書 介護保険被保険者証、身体障害者手帳の写し等	
		15時以降の付添が、月16日以上かつ6ヶ月以上継続		8	8		
	自宅介護・看護	重度障がい者等の全介護(障害者手帳1・2級、介護認定3～5)		10	10		
		上記以外の介護(看護)の場合		4	4		
⑧就 学	通 学	卒業後に就労を目的とする15時以降の通学が、月20日以上かつ6ヶ月以上継続		6	6	在学証明書及び通学日数・時間がわかる書類	
		卒業後に就労を目的とする15時以降の通学が、月16日以上かつ6ヶ月以上継続		4	4		
	通学予定	卒業後に就労を目的とする15時以降の通学が、月20日以上かつ6ヶ月以上継続予定		5	5	合格通知等通学することがわかる書類および通学日数・時間がわかる書類	
		卒業後に就労を目的とする15時以降の通学が、月16日以上かつ6ヶ月以上継続予定		3	3		
個別判定				小計		①～⑦の要件ごとに採点し、合算はしない。	
加算要件・減点要件	保護者が栗東市の定める学童保育所で就労(予定)している場合			6			
	1・2・3年生			0			
	4年生			-1			
	5年生			-2			
	6年生			-3			
	ひとり親家庭で祖父母と別居			2			
	兄弟姉妹が同学童保育所に入所する場合			2			
	ひとり親家庭で70歳未満の祖父母と同居			0			
	保育可能な70歳未満の祖父母と同居			-2			
	保育可能な70歳未満の祖父母が同一小学校区内に居住している場合(ひとり親家庭除く)			-2			
	月20日以上就労はしているが、16時には帰宅できる場合			-5			
	月16日以上就労はしているが、16時には帰宅できる場合			-7			
	月20日以上就労はしているが、17時には帰宅できる場合			-2			
	月16日以上就労はしているが、17時には帰宅できる場合			-4			
※1 2交代制勤務等、この限りではない場合があるので、お問い合わせください。				加減			
				合計		個別判定父+母+加減	

備考 (1) 保護者のそれぞれについて基準指数を求め、合算して当該世帯の指数とする。(2) 上記いずれもその状態が分かる書類等を提出のこと。